

平成 2 2 年 第 2 回 定 例 会  
群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会  
会 議 録

会 期

平成 2 2 年 8 月 2 5 日

群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成 2 2 年第 2 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第 1 議席の指定	3
日程第 2 会議録署名議員の指名	4
日程第 3 会期の決定	4
休憩・再開	4
日程の追加	4
議長辞職の件	5
日程の追加	6
議長の選挙	6
議長あいさつ	7
日程第 4 承認第 1 号 平成 2 1 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分につ いて	
日程第 5 承認第 2 号 平成 2 1 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号） の専決処分について	
以上 2 議案の一括上程	7
提案理由の説明 松浦広域連合長	8
提案理由の詳細説明 志村事務局長	8
日程第 6 承認第 3 号 平成 2 2 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） の専決処分について	10
提案理由の説明 松浦広域連合長	10
提案理由の詳細説明 志村事務局長	10
日程第 7 承認第 4 号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員勤務時	

間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 8	承認第 5 号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	
		以上 2 議案の一括上程	11
		提案理由の詳細説明 志村事務局長	11
日程第 9	認定第 1 号	平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 10	認定第 2 号	平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
		以上 2 議案の一括上程	12
		提案理由の説明 松浦広域連合長	13
		提案理由の詳細説明 志村事務局長	13
日程第 11	議案第 8 号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	19
		提案理由の説明 志村事務局長	19
日程第 12	議案第 9 号	平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）	
日程第 13	議案第 10 号	平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
		以上 2 議案の一括上程	19
		提案理由の説明 松浦広域連合長	19
		提案理由の詳細説明 志村事務局長	19
日程第 14	同意第 3 号	監査委員の選任について	22
		提案理由の説明 松浦広域連合長	23
閉 会			24
会議録署名議員			25

参考資料

議案等審議結果一覧表	29
------------	----

## 平成 22 年第 2 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1 日：平成 22 年 8 月 25 日（水曜日）

◎会場 前橋市元総社町 335 番地 8 群馬県市町村会館 2 階 大会議室

◎議事日程 第 1 号

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 承認第 1 号 平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

日程第 5 承認第 2 号 平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

日程第 6 承認第 3 号 平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について

日程第 7 承認第 4 号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 8 承認第 5 号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 9 認定第 1 号 平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 2 号 平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 8 号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改定する条例について

日程第 12 議案第 9 号 平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 10 号 平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 同意第 3 号 監査委員の選任について

◎本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 まで

議長辞職の件

議長の選挙

日程第4から日程第14まで

◎出席議員（18名）

1番	岡田修一	2番	丸山貞行
3番	柴田和正	4番	岩田寿
6番	定方英一	7番	伊藤薫
8番	布施辰二郎	9番	野村晴三
10番	新井晟久	11番	神田省明
12番	大手治之	13番	田中伸一
14番	藤生英喜	15番	岩崎幸夫
16番	青木一次	17番	山田光次
18番	金子松二郎	19番	相場一夫

◎欠席議員（1名）

5番 幾井俊雄

◎説明のため出席した者

広域連合長	松浦幸雄	監査委員	高地康男
事務局長	志村正彦	事務局次長	斉藤毅弘
管理課長	川島正雄	給付課長	新井敏彦
会計課長	谷津浩司		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	茂木剛	議会書記	金子直樹
議会書記	吉沢貴	主幹	大友貴裕
主幹	齋藤博	主幹	榊原昭博
主幹	永村達之	主幹	藤田明弘

---

◎開 会

午後1時36分

○ 議長（野村晴三君）

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成22年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

---

#### ◎開 議

##### ○ 議長（野村晴三君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、5番幾井俊雄君であります。

---

#### ◎諸 般 の 報 告

##### ○ 議長（野村晴三君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたさせます。

##### ○ 議会書記（吉沢貴君）

2月の平成22年第1回定例会以降の諸報告を申し上げます。

初めに、広域連合議員の異動について申し上げます。

広域連合議員の任期満了についてですが、伊勢崎市の須永議員、選挙区分16のみなかみ町の傳田議員であります。

広域連合議員の辞職についてですが、前橋市の中島議員、井下議員、高崎市の田中議員、清水議員、太田市の高橋議員、藤岡市の堀口議員であります。

広域連合議員の当選についてですが、前橋市の岡田修一議員、丸山貞行議員、高崎市の柴田和正議員、岩田寿議員、伊勢崎市の定方英一議員、太田市の伊藤薫議員、藤岡市の神田省明議員、選挙区分16の昭和村の金子松二郎議員であります。

次に、監査委員から、平成22年3月分から6月分までの現金出納検査の結果報告及び平成22年3月に行われました定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたから、御了承願います。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部のほか、高地監査委員の出席を求めていますので、御了承願います。以上でございます。

---

#### ◎議 席 の 指 定

##### ○ 議長（野村晴三君）

日程第 1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（野村晴三君）

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、6 番定方英一議員、7 番伊藤薫議員、以上の 2 名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○ 議長（野村晴三君）

次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決まりました。

---

◎休 憩

午後 1 時 3 9 分

○ 議長（野村晴三君）

暫時休憩いたします。

---

◎再 開

午後 1 時 4 8 分

○ 副議長（山田光次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日 程 の 追 加

○ 副議長（山田光次君）

ただいま議長の野村晴三議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（山田光次君）

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決まりました。

---

◎議 長 辞 職 の 件

○ 副議長（山田光次君）

議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により野村議員の退席を求めます。

〔野村議員退席〕

○ 副議長（山田光次君）

議会書記より辞職願を朗読いたさせます。

○ 議会書記（吉沢貴君）

辞 職 願

このたび一身上の都合により、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長を辞職したいので、地方自治法第108条及び会議規則第85条の規定により許可されますようお願い出ます。

平成22年8月25日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

副議長 山田光次 様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議長 野村晴三

以上でございます。

○ 副議長（山田光次君）

お諮りいたします。野村晴三議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（山田光次君）

御異議なしと認めます。よって、野村晴三議員の議長辞職を許可することに決まりました。

野村議員の入場を求めます。

〔野村議員入場〕

○ 副議長（山田光次君）

この際、野村晴三議員からごあいさつがあります。

○ 議員（野村晴三君）

大変皆様にはお世話になりました。半年間という期間ではありましたが、皆様のご協力をいただきまして、無事に大役を務めることができました。

私、来月は大変暑い中で、一番暑い群馬県の館林の中で選挙を行いますけれども、またどうにか頑張って、また皆様のお仲間に加わりたいと思いますので、もしお知り合いの方がいらっしゃいましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変ありがとうございました。

---

#### ◎日程の追加

○ 副議長（山田光次君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（山田光次君）

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決まりました。

---

#### ◎議長の選挙

○ 副議長（山田光次君）

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法の規定に基づき、指名推選により行いたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（山田光次君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（山田光次君）

御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決まりました。

議長に新井晟久議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました新井晟久議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（山田光次君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました新井晟久議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました新井晟久議員が議場におりますので群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

---

#### ◎議長あいさつ

○ 副議長（山田光次君）

新井議員の議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。

○ 議長（新井晟久君）

ただいま山田副議長より議長の指名推選をいただきました新井晟久です。議員皆様のご賛同をいただき、議長の大任を拝することになりました。もとより浅学菲才の身ではありますが、議会の円滑な運営が図られますよう力いっぱい頑張ってまいり所存です。皆様のご協力をお願いし、簡単ではございますが、就任のあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

○ 副議長（山田光次君）

ここで議長を交代いたします。大変ご協力ありがとうございました。

〔副議長 山田光次君 降席、議長 新井晟久君 議長席着席〕

---

#### ◎専決処分の承認について

○ 議長（新井晟久君）

それでは議事日程に従い進めてまいります。

次に、日程第4、承認第1号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会

計補正予算（第４号）の専決処分について」及び、日程第５、承認第２号「平成２１年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）の専決処分について」以上２件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただいま一括上程となりました承認第１号「平成２１年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第４号）の専決処分について」及び、承認第２号「平成２１年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）の専決処分について」、御説明申し上げます。

お手元の１ページ及び１９ページを御覧いただきたいと思います。

いずれも地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をさせていただいた補正予算でございます。同条第３項の規定により御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局より説明をさせますが、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（新井晟久君）

事務局長。

○ 事務局長（志村正彦君）

承認第１号、「平成２１年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第４号）の専決処分について」、御説明を申し上げます。

お手元の議案書、８ページ、９ページを御覧ください。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額１６億５，３９９万１千円に、それぞれ１億１，６３７万２千円を追加し、１７億７，０３６万３千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げます。

１４ページ、１５ページを御覧ください。まず、歳入でございます。２款２項２目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、国の補正予算により追加交付された国庫補助金であり、１億１，６３７万２千円を追加するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

１６ページ、１７ページをお願いいたします。歳出につきまして御説明申し上げます。４款１項２目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」は、国の補正予算成立に伴いまして追加交付された国庫補助金を、低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料の軽減を実施するため、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るために造成された基金に積み立てるものでございまして、１億１，６３７万２千円を追加するも

のでございます。1枚おめくりください。続きまして、承認第2号、「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について」、御説明を申し上げます。

26ページと27ページを御覧ください。補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額1,844億5,410万2千円から、それぞれ7億6,244万6千円を減額し、1,836億9,165万6千円とするものでございます。

それでは歳入歳出予算の主な補正内容について、事項別明細書により御説明申し上げます。

32ページと33ページを御覧ください。まず、歳入でございます。

2款1項1目「療養給付費国庫負担金」、4款1項1目「後期高齢者交付金」は、療養給付費の給付実績見込みにより、4億3,917万8千円、9億9,645万6千円をそれぞれ減額するものでございます。また、2款2項1目「調整交付金」は、決算見込みによりまして、6億4,599万円を追加するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

36ページと37ページを御覧ください。歳出の主なものを御説明申し上げます。2款1項1目「療養給付費」は、給付実績見込みにより、7億1,983万6千円を減額し、5款1項2目「その他健康保持増進費」では、3,984万9千円を決算見込みにより減額するものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分を御報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（新井晟久君）

ただいま提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

次に、承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

次に、日程第6、承認第3号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただいま上程されました承認第3号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、41ページを御覧いただきたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいた補正予算でございます。同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（新井晟久君）

事務局長。

○ 事務局長（志村正彦君）

承認第3号、「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」、御説明を申し上げます。

お手元の議案書、48ページ及び49ページを御覧ください。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額1,831億891万8千円に、それぞれ6億4,655万1千円を追加し、1,837億5,546万9千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書により御説明申し上げます。54ページと55ページを御覧ください。まず、歳入でございます。

8款1項1目「繰越金」は、平成21年度決算に伴う繰越金であり、6億4,655万1千円を追加するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

56ページと57ページを御覧ください。歳出につきましては、8款1項2目「償

還金」は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する若年層からの支援金であります支払基金交付金に係る返還金でありまして、平成21年度の交付額確定に伴い、既に交付された額が、確定額を上回ったため、当該超過額を返還金に見込み、6億4,655万1千円を追加するものでございます。

この予算の補正につきましては、医療給付実績額の確定後、7月14日付けで支払基金から交付金額の確定額通知及び返還金請求書が送付され、納付期限が8月16日であり急施を要したことから、平成22年8月3日付けで専決処分をさせていただきます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分を御報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（新井晟久君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

次に、日程第7、承認第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び日程第8、承認第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」以上2件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（志村正彦君）

議案書59ページを御覧ください。承認第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び63ページ、承認第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例の専決処分について」御説明を申し上げます。

これらの条例につきましては、国の職員に準じ、また、法律の改正に伴い、3歳に満たない子のある職員の時間外勤務の制限や、育児休業等の取得の取り扱いについて、所要の改正を行うものでございまして、急施を要したことから、平成22年6月30日付けで専決処分をさせていただきました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分を御報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（新井晟久君）

ただいま提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

次に、承認第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

---

#### ◎決算認定議案の上程

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第9、認定第1号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第10、認定第2号「平成21年度群馬県

後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただいま一括上程となりました、認定第1号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、御説明を申し上げます。

それでは、議案書の76ページと77ページを御覧ください。

平成21年度の一般会計決算額でございますが、歳入総額は17億8,994万5,865円でございます。

次に、78ページ及び79ページを御覧ください。歳出総額は17億6,213万6,834円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は2,780万9,031円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、1,500万円を財政調整基金へ積み立ていたしましたので、1,280万9,031円が翌年度への繰越金となるものでございます。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。それでは、議案書の94ページ及び95ページを御覧ください。平成21年度の特別会計決算額でございますが、歳入総額は1,833億8,298万1,005円でございます。

次に、96ページ及び97ページを御覧いただきたいと思っております。歳出総額は1,782億5,692万4,170円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は、51億2,605万6,835円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、14億円を医療給付費等準備基金へ積み立ていたしましたので、37億2,605万6,835円が翌年度への繰越金となるものでございます。

なお、決算の詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 事務局長（志村正彦君）

認定第1号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、認定第2号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」御認定いただくにあたり、決算の大要について主なものを御説明申し上げ、御審議の参考にしていただきたいと思います。

まず、認定第1号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、御説明を申し上げます。

平成21年度の議会運営は定例会2回、臨時会1回を開催いたしまして、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例等のほか、平成21年度補正予算、平成22年度当初予算などを御審議いただきました。

また、広域連合行政の効率的な運営を図るため、委員、職員の適正な人事管理及び執務環境の改善に努めました。

さらに、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、平成21年度の特例措置として実施いたしました被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減措置の延長、平成21年度の特別対策として実施した所得の低い方に係る保険料の均等割及び所得割の軽減の財源として措置されました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立ていたしました。

お手元の議案書、82ページ、83ページの歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

歳入について御説明申し上げます。1款「分担金及び負担金」の決算額は、83ページの収入済額の欄に記載のとおり、1億574万3,193円でございます。広域連合規約に基づきます構成市町村からの共通経費に係る負担金でございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「保険料不均一賦課負担金」1,096万3,500円は、保険料の不均一賦課に係る国の負担金でございます。2項2目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」16億1,351万1円は、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、平成21年度の特別対策として実施いたしました所得の低い方に係る均等割の7割軽減から9割軽減への拡大及び所得割の5割軽減並びに被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料徴収の激変緩和措置等の財源として、広域連合に基金を造成するための交付金でございます。3款「県支出金」1,096万3,500円は、保険料の不均一賦課に係る県の負担金でございます。4款「財産収入」99万6,879円は、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子でございます。

84ページと85ページを御覧ください。6款「繰越金」2,436万822円は、平成20年度決算による前年度からの繰越金でございます。7款「諸収入」2,340万7,970円は、歳計現金の運用による預金利子と雑入でございます。歳入につきましては、以上でございます。

86ページと87ページを御覧ください。続きまして、歳出でございます。1款「議会費」の決算額は、87ページの支出済額の欄に記載のとおり、70万3,724円であり、議員報酬等、議会の運営に係る経費でございます。2款「総務費」は、1億2

99万9,230円でございます。主な内容を申し上げますと、一番右側の備考欄ですが、14節の建物賃借料809万8,930円は、広域連合事務局の事務室賃借料と職員の宿舎3戸分の経費でございます。19節の市町村負担金8,508万7,719円は、一般会計分の市町村職員人件費負担金11名分でございます。

88ページと89ページを御覧ください。3款「民生費」2,192万7千円は、保険料の不均一賦課に係る国及び県からの負担金を特別会計に繰り出したものでございます。90ページと91ページを御覧ください。4款「基金積立金」は、歳入で御説明した高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金及び基金利子を基金に積み立てたものでございます。7款「予備費」の充用はございませんでした。

一般会計歳入歳出決算につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第2号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、御説明を申し上げます。

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の方及び65歳以上の一定の障害のある方を被保険者とする後期高齢者医療制度が施行されました。平成21年度の事業執行にあたりましては、昨年度に引き続き、被保険者の適切な医療の確保を図るため、迅速かつ適正な各種医療給付の実施に努めるとともに、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業などを実施いたしました。

また、財政運営にあたりましては、財政基盤の早期確保を図るため、被保険者資格の適正な把握による公平、公正な保険料賦課に努めるとともに、県及び市町村と連携し、保険料収入の確保に努めました。

さらに、健全な財政運営を図るため、医療費適正化対策として、市町村の人間ドック助成事業に対する補助や、レセプト点検の充実強化に努めました。

お手元の議案書、100ページと101ページ、歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。それでは、歳入について御説明を申し上げます。1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」5億6,731万150円は、特別会計における一般管理的経費を、共通経費として構成市町村に御負担いただいたものでございます。2目「保険料等負担金」155億3,365万8,194円は、市町村で徴収した保険料122億9,757万8,078円のほか、所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金32億3,608万116円でございます。3目「療養給付費負担金」133億9,224万1,721円は、療養の給付等に要する費用額の12分の1を、市町村で負担したものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」419億1,455万1,263円は、療養給付費等の12分の3に対する国の負担金で

ございます。2目「高額医療費負担金」4億4,305万214円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1に対する国の負担金でございます。2項1目「調整交付金」154億4,011万5千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、療養給付費等の12分の1について国から交付された普通調整交付金154億1,531万6千円のほか、平成21年度の特別対策に係る広報や、長寿健康増進事業の実施のため交付された特別調整交付金2,479万9千円でございます。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1億7,447万6,436円は、健康診査事業、医療費適正化事業及び特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。102ページと103ページを御覧ください。3目「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」3,184万7,666円は、平成21年度の特別対策として実施いたしました所得の低い方に係る均等割の7割軽減から8.5割軽減への拡大及び所得割の5割軽減のための財源として措置されたものでございます。

続きまして、第3款「県支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」137億5,730万3千円は、療養給付費等の12分の1に対する県の負担金でございます。2目「高額医療費負担金」4億4,305万214円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1に対する県の負担金でございます。4款「支払基金交付金」725億9,948万9千円は、支払基金が国民健康保険、被用者保険など現役世代が加入する各保険者から徴収した広域連合への支援金でございます。5款「特別高額医療費共同事業交付金」1,091万4,353円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金でございます。

104ページと105ページを御覧ください。6款「財産収入」56万6,573円は後期高齢者医療給付費等準備基金の運用利子でございます。続きまして、7款「繰入金」でございます。1項1目「一般会計繰入金」2,192万7千円は一般会計で受け入れた保険料の不均一賦課に係る国及び県の負担金を繰り入れたものでございます。

2項1目「基金繰入金」12億1,411万6,054円は平成20年度の特例措置として実施いたしました被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の軽減等の経費の継続分に係る財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れを行ったものでございます。8款「繰越金」77億2,221万8,399円は、繰越明許費1,662万2千円を含めた平成20年度決算による前年度からの繰越金でございます。10款「諸収入」1億1,614万5,768円は、保険料延滞金128万4,500円、2項2目「第三者納付金」は、交通事故等の第三者の行為に

よって発生した医療行為に係る医療給付費等について、加害者等から収納した第三者納付金1億1,142万6,921円のほか、被保険者への返納金、雑入及び預金利子でございます。歳入につきましては、以上でございます。

108ページ、109ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。まず、1款「総務費」は、6億6,369万3,225円でございます。主なものを申し上げますと、備考欄ですが、11節の印刷製本費1,084万9,275円は制度周知用リーフレット等の作成に係る経費でございます。12節の通信運搬費5,274万4,865円は被保険者に対する医療費のお知らせや、広域連合電算システムの回線使用料等の経費でございます。手数料2,164万1,911円は、後期高齢者健診データの管理に係る経費等でございます。13節の委託料3億8,551万5,281円は、被保険者証の作成、レセプト点検並びに広域連合電算処理システムの運用保守等に係る経費でございます。14節の電算システム賃借料4,429万7,184円は広域連合電算処理システムに係るリース料等でございます。19節の市町村負担金1億1,720万640円は、特別会計に係る市町村職員人件費負担金16名分でございます。また、前年度繰越明許費分として、後期高齢者医療運営事業1,656万4,554円でございますが、広域連合電算処理システムの機能強化に伴う機器等一式の備品購入費1,606万5千円等でございます。次に2款「保険給付費」1,703億7,383万1,258円の内容でございますが、1項1目「療養給付費」1,671億2,138万1,539円及び2目「訪問看護療養費」3億6,978万249円は、被保険者の療養の給付に要した費用でございます。

110ページ、111ページを御覧ください。1項5目「審査支払手数料」5億3,988万6,674円は、レセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料でございます。2項1目「高額療養費」16億7,608万1,067円は、被保険者の1ヶ月あたり的一部負担金の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。3項1目「葬祭費」の支出済額は、6億6,655万円でございます。3款「財政安定化基金拠出金」4,498万7千円は、保険料の未納や医療給付の増大等による広域連合財政への影響に対処するための基金を国、県及び広域連合が3分の1ずつ拠出して県に設置しておりますが、その広域連合負担分でございます。4款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」1,833万4,053円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。

続きまして、112ページ、113ページを御覧ください。5款「保健事業費」でございます。1項1目「健康診査費」4億8,565万2,441円は、市町村に委託して実施いたしました健康診査事業に係る委託料でございます。2目「その他健康保

持増進費」の人間ドック助成事業2,004万2千円は、市町村が実施した人間ドック健診助成事業に対する補助でございます。6款1項1目「医療給付費等準備基金積立金」14億56万6,573円は、年度間の財源の調整を図り、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るために設置しております後期高齢者医療給付費等準備基金への積み立てでございます。8款1項2目「償還金」52億2,225万9,503円は、国・県負担金及び支払基金交付金の返還金でございます。114ページ及び115ページを御覧ください。9款「予備費」の充用はございませんでした。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（新井晟久君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、認定第1号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、本案は認定することに決しました。

◎条例議案の上程

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第11、議案第8号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（志村正彦君）

ただいま上程となりました議案第8号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の御説明を申し上げます。

議案書157ページを御覧ください。別冊で説明資料がついております。主な内容といたしましては、中之条町と六合村の合併に伴い、条例第5条で規定している交通費の支給に係ります別表から「六合村」を削ることでございます。施行期日は公布の日からといたします。以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（新井晟久君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎補正予算議案の上程

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第12、議案第9号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般

会計補正予算（第1号）」及び日程第13、議案第10号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただいま一括上程となりました、議案第9号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第10号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、161ページを御覧ください。まず議案第9号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、平成22年度歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額を第1表歳入予算補正のとおりといたしたいというものでございます。

次に、171ページを御覧いただきたいと思っております。議案第10号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございますが、平成22年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23億1,072万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,860億6,619万2千円といたしたいというものでございます。詳細につきましては事務局から説明をさせていただきますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（新井晟久君）

事務局長。

○ 事務局長（志村正彦君）

まず、議案第9号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、162ページの第1表歳入予算補正を御覧ください。平成22年度歳入予算の1款「分担金及び負担金」を1,250万9千円減額し、6款「繰越金」に1,250万9千円を追加したいというものでございまして、歳入歳出予算額の総額に異動はありません。また、歳入予算の補正のみで、歳出予算の補正はございません。

それでは、歳入予算の補正内容につきまして、歳入補正予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

166ページと167ページを御覧ください。1款「分担金及び負担金」でございます。1項1目「市町村負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村に御負担をいただくものでございますが、平成21年度決算に伴う平成21年度負担金額の確定によりまして、負担金の精算を見込み、1,250万9千円の減額となるもの

でございます。6款「繰越金」は前年度繰越金でございますして、平成21年度決算に伴い、1,250万9千円を追加するものでございます。一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第10号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、172ページと173ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正でございます。平成22年度歳入歳出予算の総額1,837億5,546万9千円に、歳入歳出それぞれ23億1,072万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,860億6,619万2千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

178ページ、179ページを御覧ください。まず、歳入でございます。1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村に御負担いただくものでございますが、平成21年度決算に伴う平成21年度負担金額の確定によりまして、負担金の精算を見込み、8,117万2千円の減額となるものでございます。3目「療養給付費負担金」は療養の給付等に要する費用額の12分の1を、市町村の一般会計において負担するものでございますが、平成21年度決算に伴う平成21年度負担金額の確定によりまして、負担金の精算を見込み、7億2,562万2千円の減額となるものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項2目「高額医療費負担金」は、平成21年度決算に伴う平成21年度負担金額の確定によりまして負担金の精算を見込み、1,900万7千円の追加となるものでございます。3款「県支出金」でございます。1項2目「高額医療費負担金」は、平成21年度決算に伴う平成21年度負担金額の確定によりまして負担金の精算を見込み、1,900万7千円の追加となるものでございます。

続きまして、8款「繰越金」は、前年度繰越金でございますして、平成21年度決算に伴い、30億7,950万3千円を追加するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

180ページ、181ページを御覧ください。歳出につきまして、御説明申し上げます。まず、6款1項1目「医療給付費等準備基金積立金」2,961万8千円でございますが、平成21年度決算に伴う、「繰越金」の受け入れに伴う歳入歳出額の調整のため、2,961万8千円を追加するものでございます。続きまして8款「諸支出金」でございます。1項2目「償還金」は、平成21年度の医療給付費の確定に伴い、

国庫支出金及び県負担金の精算に伴う返還金を見込み、22億8,110万5千円を追加するものでございます。

このほか、歳出1款「総務費」及び2款「保険給付費」におきましては、歳入が市町村負担金から繰越金に置き換えられることに伴う財源変更を行うものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（新井晟久君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので討論を終わります。

これより採決を行います。

はじめに、議案第9号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎監査委員の選任

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第14、同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岡田議員の退席を求めます。

〔岡田議員退席〕

○ 議長（新井晟久君）

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただいま上程されました同意第3号「監査委員の選任について」御説明申し上げます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条の規定に基づきまして、2人となっており、1人は識見を有する者のうちから、1人は議員のうちから、それぞれ議会の御同意を得て選任することとされています。

現在、議員のうちから選任される監査委員が欠員となっておりますので、岡田修一議員を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（新井晟久君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので討論を終わります。

これより、同意第3号「監査委員の選任について」の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

岡田議員の入場を求めます。

〔岡田議員入場〕

○ 議長（新井晟久君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（新井晟久君）

これもちまして、平成２２年群馬県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会を閉会いたします。

午後２時４３分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年8月25日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

旧議長 野村晴三

新議長 新井晟久

副議長 山田光次

議員 定方英一

議員 伊藤 薫

## 参 考 资 料



議案等審議結果一覧表

【会期 平成22年8月25日（水） 1日間】

事件番号	件名	審議結果
選挙	議長の選挙	指名推選 当選人 新井晟久
承認 第1号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）の専決処分について	承認
承認 第2号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について	承認
承認 第3号	平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について	承認
承認 第4号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	承認
承認 第5号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	承認
認定 第1号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 第2号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案 第8号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第9号	平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第10号	平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
同意 第3号	監査委員の選任について	原案同意 岡田修一